

ILO決議への対応方針について（事務局案）

【失業の定義関係（論点関連）】

1 「就業可能期間」のオプション要件の採用について

2013年の第19回国際労働統計家会議において採択された新たなILO決議では、失業要件の一つである「就業可能期間」について、国情に応じ、参照週（1週間）の後の2週間に就業可能である者を含めることが可能としており、これを採用するか否かを決定する必要がある。

- 我が国では、従前から「就業可能期間」について、月末1週間のみとしている。
- 国際比較の観点からみると、アメリカ・カナダ・韓国・ロシアが参照週のみとなっている一方で、イギリス・ドイツ・フランス・イタリアなどEU諸国は「参照週+2週間」となっている。
また、ロシアでは、自国内では参照週のみとしているが、EU諸国との比較の際には「参照週+2週間」も利用している。

⇒ EU諸国にのみ定義を合わせる必然性はないことから、従前の失業概念を維持することとし、「就業可能期間」については参照週（月末1週間）のみとしてはどうか。
また、EU諸国との比較の観点から、非労働力人口の一部として「1か月に求職し、すぐではないが2週間以内につける者」を把握し、率を算出してはどうか。

2 内定者の取扱いについて

ILO決議では、「就業していない」かつ「現時点で就業可能」であるが、その後短期間のうちに就職できる手配がすでになされているため「求職活動をしていない」者を「就業開始予定者」（future starters）と定義し、失業の3要件には該当しないものの失業者に含めることとしており、我が国でこれを採用するか否かを決定する必要がある。

なお、「短期間のうちに就職できる」とは、国情によるものの、一般的には3か月以内としている。

- 我が国では、「就業開始予定者」は失業3要件に該当しないことに加え、内定の雇用慣行により、内定をもらっている通学のみ的大学生が失業者となるなど、就業及び不就業の実態を捉えるものとは考えにくいから、従前から失業者に含めていない。
※ 例えば、内定をもらっている大学生であっても、月末1週間にアルバイトで仕事をしていれば、就業者となる。
- 海外照会の結果、アメリカ・韓国・ロシアでも我が国と同様就業開始予定者を失業者に含めていない。
※ ILO事務局に確認を行ったところ、学生の場合等は、「就業可能」という条件を満たさず、失業者としないことも可能であるとしている。

⇒ 従前の失業者の定義・範囲を変更する必要性に乏しいことから、引き続き内定者を失業者に加える必要はないのではないか。

3 結果待ちと解釈していた者について

労働力調査基礎調査票で（月末1週間の就業状態で）「仕事を探していた」と回答し、かつ、特定調査票で「この1か月には（求職活動を）全くしなかった」と回答した者について、解釈上「結果待ちの者」としていた。

このような者について、時系列比較や国際比較等の観点から、取扱いを決定する必要がある。

○ 「特定調査票の記入のしかた」上で、月末1週間の就業状態が「仕事を探していた」で、特定調査票の項目で「この1か月には全くしなかった」を選択した場合について、「過去に行った求職活動の結果を待っていて、今月中に全く求職活動をしなかった人が該当します。」としている。

※ 「基礎調査票の記入のしかた」では、「仕事を探していた」の注釈として、「以前に求職活動をして、その結果を待っている場合も含めます。」としている。

※ アメリカとの失業率を比較する際に、アメリカが受動的（Passive）な活動を除いた自発的な求職活動のみを対象としていることを踏まえ、便宜、上記の者を控除した上で比較していた。

○ 海外照会の結果、例えばドイツ及びフランスでは、公的な職業紹介機関からの連絡など受動的なものも含めていることが判明した。

さらに、Eurostatなどでは、求人広告の詳細確認（studying）といった、アメリカでは求職活動としていない受動的な活動も求職活動に含めていることが判明した。

○ 従前から、我が国では求職活動をして結果を待っている行為は、受動的な求職活動として、求職活動に含めている。

また、海外照会の結果、各国はILO決議への対応について、自国の概念・調査手法を大きく変えるようなものではなく、既存の労働力調査の定義を生かすなど、時系列を維持する形で対応していることが判明している。

⇒ 我が国では、従前から結果を待つ行為も求職活動に含めており、この定義そのものを変更する必要はないのではないか。

4 新定義の失業率の名称について

新たな定義に基づく失業率を算出する一方、既存の完全失業率の系列維持に対するニーズも引き続きあることから、両者が混同しないような名称とする必要がある。

⇒ 新定義の失業率については、従前の「完全失業率」との区分を図るため、単に「失業率」と呼称してはどうか。

【時間関連不完全就業者の定義関係】

1 時間関連不完全就業者の時間の閾値について

ILO決議中、時間関連不完全就業者（Time-related underemployment）は、①追加的に就業を希望し、②就業時間が一定の閾値よりも短く、③追加的な時間の就業が可能な者、と定義している。

閾値の基準は、ILO決議中、フルタイム／パートタイムの境界、就業者の中央値又は平均値、法的又は国情によることとされており、この閾値を決定する必要がある。

○ 我が国では、特定調査票で、35時間未満の場合に労働者から就業時間が短い理由を把握することとしている。

※ 労働力調査結果（平成27年平均）をみると、35時間未満の雇用者（役員を除く）の約25%が正規の職員である一方、35時間以上では約80%が正規の職員であるなど、雇用形態の差が顕著となっている。

※ 平成27年就労条件総合調査では、週所定労働時間が35時間未満の企業は0.2%にとどまり、65.8%が40時間となっている。

○ 海外照会の結果をみると、カナダでは30時間、アメリカ・フランスでは35時間、韓国では36時間、イタリアでは40時間未満などとなっている。

⇒ 各国はILO決議への対応について、自国の概念・調査手法を大きく変えるようなものではなく、既存の労働力調査の定義を生かすなど、時系列を維持する形で対応している。我が国においても、ユーザの利便性の観点から集計区分を大きく変える必要性に乏しいことから、閾値を35時間としてはどうか。

2 時間関連不完全就業者の名称について

ILO決議中で時間関連不完全就業者（Time-related underemployment）とされている者について、失業者と誤解されないようにすることなどを踏まえつつ、名称を決定する必要がある。

○ 労働力調査及び就業構造基本調査で、これまでに関連する用語で用いられているものは以下のとおり：

- ・追加就業希望者（就調）
 - …現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者
- ・追加就業希望者（昭和62年労働力調査特別調査）
 - …現在の仕事を継続しながら別の仕事もしたいと希望している場合をいう。
- ・時間数増加希望者（昭和62年労働力調査特別調査）
 - …現在の仕事を継続しながら就業時間数を増やしたいと希望している場合をいう。

○ 上記の例からも、「追加就業」と用いる場合には、「就職」と同様、新たな業を追加する場合を含意していると考えられる。

⇒ 過去の用語あるいは関連統計調査の用語と混同しないようにするためにも、「就業」に加え、「労働時間」を追加するという意味も含め、「追加就労希望者」と呼称してはどうか。

【潜在労働力人口の定義関係】

1 潜在労働力人口の「短い参照期間」の閾値等の定義について

ILO決議中、潜在労働力人口 (Potential Labour Force) は、就業者でも失業者でもなく、かつ、以下の条件 (のいずれか) を満たす者として定義される：

- (a) ①仕事を探す活動を行い、②現に就業可能ではないが、国情により定められた短い期間内に就業可能となる者 (就業可能ではない求職者)
- (b) ①仕事を探す活動を行わなかったが、②就業を希望し、かつ③現に就業可能な者 (就業可能非求職者)

このうち、(a)の「短い期間内」を定めるなど、定義を決定する必要がある。

○ (a)の就業可能ではない求職者について、ドイツでは2週間・3か月などの組み合わせ、ロシアでは参照期間後の2週間、韓国では現に就業可能ではない者全てとしている。

○ 我が国では、就業可能期間について「すぐつくことができる」、「すぐではないが2週間以内」、「2週間より後」及び「つくことができない・わからない」の4種類を把握している。

⇒ 各国はILO決議への対応について、自国の概念・調査手法を大きく変えるようなものではなく、既存の労働力調査の定義を生かすなど、時系列を維持する形で対応している。我が国においても、就業可能期間に関する調査事項の区分を変更することなく、就業可能ではない求職者の就業可能期間について、「すぐではないが2週間以内」としてはどうか。

この結果、EU諸国との比較の観点から、非労働力人口の一部として「1か月に求職し、すぐではないが2週間以内につける者」と同じ対象となる。

(a)の者については、ILO決議の就業可能期間を拡張する要件に該当することから、「拡張求職者」と呼称してはどうか。

2 潜在労働力人口の名称について

ILO決議中で潜在労働力人口 (Potential Labour Force) とされている者について、非労働力人口であることなどを踏まえつつ、名称を決定する必要がある。

⇒ 「潜在…」という用語であれば、労働力人口に含まれていないことが含意されると考えられることから、「潜在労働力人口」と呼称してはどうか。

【未活用労働指標関係】

1 未活用労働指標の名称について

ILO決議中、未活用労働指標については、LU1については「Unemployment rate」と失業率として名称を付しているが、他の率については、「Combined rate of time-related underemployment and unemployment」のように、内容を示した名称となっていることから、我が国における未活用労働指標の名称について、検討する必要がある。

○ ILO決議ではLU1～LU4、アメリカではU1～U6、韓国では雇傭補助指標1～3（LU2～LU4に対応）といった形で、指標ごとに名称を付与していない。

※ ドイツでは、LU4を、未活用労働の混合指標（Quote des ungenutzten Arbeitskräftepotenzials）と名付けて公表している。

⇒ 我が国においても、失業率以外については未活用労働を多面的に捉えるための指標であり、指標1、2…のように、特段名称を付す必要はないのではないか。

2 公表する指標について

ILO決議で雇用の多様化を表す指標としてLU1～LU4を導入しており、新定義の失業率と合わせて公表する指標を決定する必要がある。

○ 上述したように、ILO決議では4種類の指標を明示しており、アメリカでは6種類、韓国では4種類といった形で、失業率のみならず、多様な指標が提供される傾向にある。

○ 一方で、アメリカでは、失業要件に当てはまらない縁辺的な者を含んだ率のほか、失業者のうちでも深刻度の高い者を対象とした率を作成・公表している。
（U1：15週以上の長期失業者を対象とした率、U2：非自発的離職者を対象とした率）

⇒ 我が国においても、失業を含む未活用労働を多面的に捉える観点から、LU1～LU4に加え、EU諸国と比較可能な率、さらに深刻度の高い者（会社都合による離職者等）を対象とした率を算出し、6種類の指標を総合的に活用できるようにして公表してはどうか。

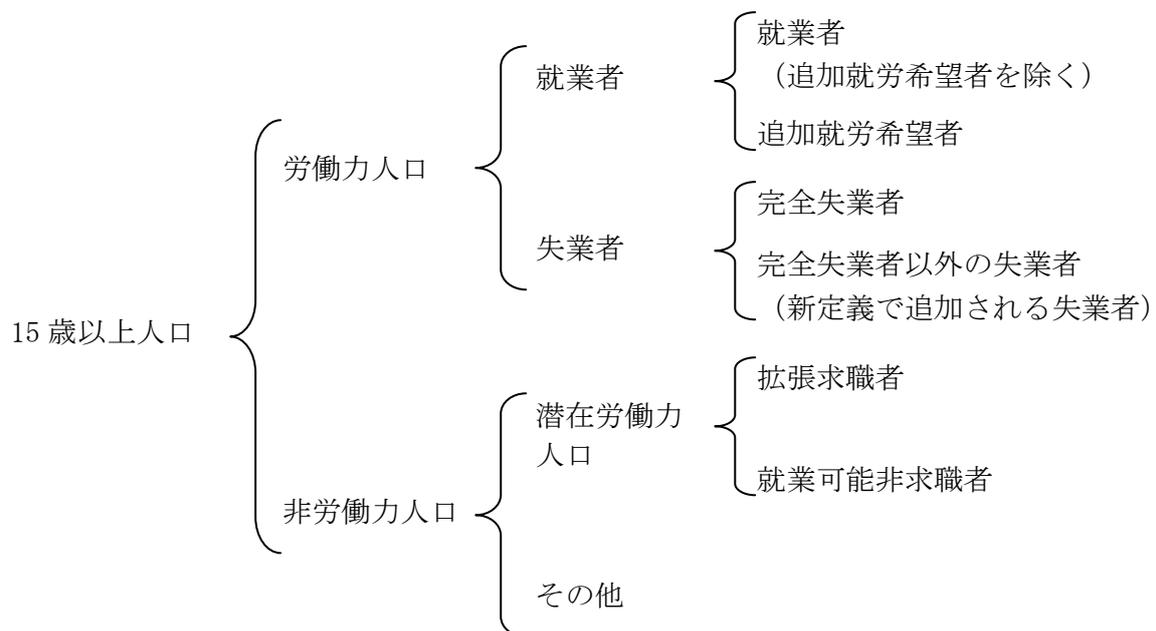
3 公表時期について

平成30年1月から調査を変更することに伴い、公表時期について検討する必要がある。

○ 労働力調査の基本集計については、原数値による前年同月比較・季節調整値による前月比較により、雇用情勢を把握することが目的である。
一方、詳細集計については、四半期ごとに、雇用構造など詳細な情報を把握・提供することを目的としている。

⇒ ILO決議に対応した新定義の失業率については、調査変更直後は前年同月比較・季節調整値による前月比較が困難なことから、当面は、
・ 基本集計（月次）で、従来の完全失業率により公表することとし、
・ 詳細集計（四半期）で、上記の6指標を公表することとしてはどうか。

(参考1) 新たな失業等の定義に基づく15歳以上人口の就業状態区分 (案)

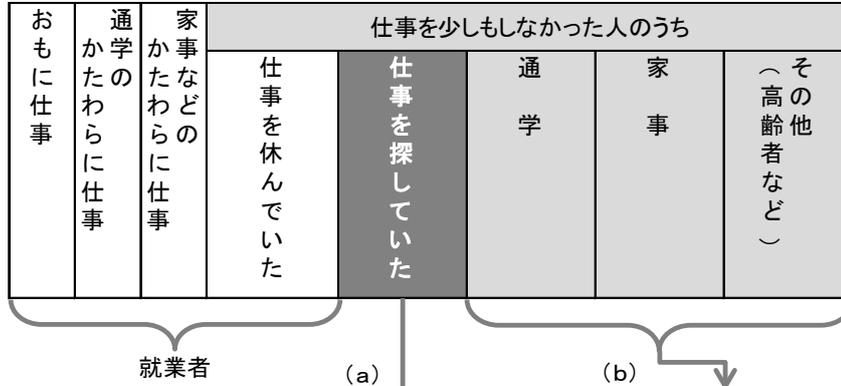


※各区分の名称については、暫定的なものである。

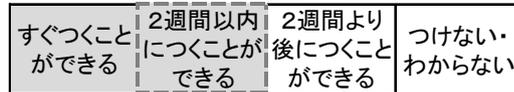
(参考2) 新定義の失業者等、追加就労希望者、潜在労働力人口の判定 (案)

【新定義の失業者等】

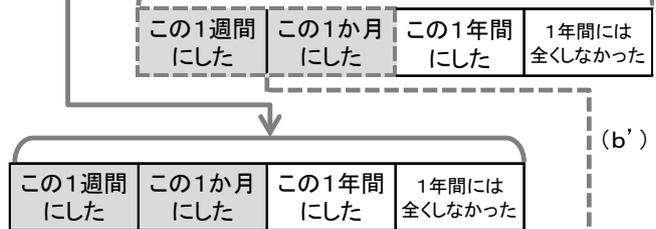
調査事項① 「月末1週間に仕事をしたかどうかの別」



調査事項② 「仕事につく時期」



調査事項③ 「求職活動」



失業者は、以下の2つに区分される。

(a) 「仕事を探していた」人

(b) 「通学」、「家事」、「その他」の人のうち、仕事があればすぐにつくことが可能で、かつ、この1か月に求職活動をした人

※(b')は、新たなILO決議に基づき、「就業可能期間+2週間」の拡張措置を採用した場合に失業者に含める人

月末1週間の就業状態	基礎調査票		分類
	仕事につく時期	求職活動の時期	
仕事を探していた	(a) すぐつける		(a) は、完全失業者 ※月末1週間について「仕事を探していた」人の扱いは、従前と変更しない。
通学、家事、その他	(b) すぐつける (b') すぐではないが、 2週間以内につける	この1か月にした	(b) は、完全失業者以外の失業者（新定義で追加される失業者） (b') は、拡張求職者（潜在労働力人口）

【追加就労希望者】

調査事項①

「月末1週間に仕事をしたかどうかの別」

おもに仕事	通学かたわらに仕事	家事などのかたわらに仕事	仕事を少しもしなかった人のうち				
			仕事を休んでいた	仕事を探していた	通学	家事	その他 (高齢者など)

調査事項②

「月末1週間に仕事をした時間」

35時間未満	35時間以上
--------	--------

調査事項③ (特定)

「仕事時間についての希望」

今より増やしたい	今より減らしたい	とくに希望はない
----------	----------	----------

調査事項④ (特定)

「就業時間の延長や仕事の追加」

できる	できない
-----	------

追加就労希望者

「仕事をしていた」、又は「仕事を休んでいた」人のうち、1週間の労働時間が35時間未満で、仕事時間を今より増やしたい希望があり、かつ、就業時間の延長や仕事の追加ができる人

基礎調査票		特定調査票		分類
月末1週間の就業状態	1週間の労働時間	仕事時間の希望	時間の延長や追加	
仕事、仕事を休んでいた	35時間未満	今より増やしたい	できる	追加就労希望者

【潜在労働力人口】

調査事項①

「月末1週間に仕事をしたかどうかの別」

おもに仕事	通学かたわらに仕事	家事などのかたわらに仕事	仕事を少しもしなかった人のうち				
			仕事を休んでいた	仕事を探していた	通学	家事	（その他 （高齢者など）

調査事項②

「仕事につく時期」

すぐつくことができる	2週間以内につくことができる	2週間より後につくことができる	つけない・わからない
------------	----------------	-----------------	------------

調査事項③

「求職活動」

(b)				(a)			
この1週間にした	この1か月にした	この1年間にした	1年間には全くしなかった	この1週間にした	この1か月にした	この1年間にした	1年間には全くしなかった

調査事項④（特定）

「仕事につくことの希望」

希望している	決まっている	希望していない
--------	--------	---------

(b)
就業可能
非求職者

「通学」、「家事」、「その他」ののうち、仕事につくことを希望しているが、この1か月、又は全く求職活動をしていない人

(a)
拡張求職者

「通学」、「家事」、「その他」ののうち、仕事があればすぐではないが、2週間以内につくことが可能で、かつ、この1か月に求職活動をした人

月末1週間の就業状態	基礎調査票		特定調査票	分類
	仕事につく時期	求職活動の時期	仕事につく希望	
通学、家事、その他	すぐではないが、2週間以内につける	この1か月にした		拡張求職者
通学、家事、その他	すぐつける	この1か月、又は全くしていない	希望している	就業可能非求職者

(参考3) 諸外国の失業率・時間関連不完全就業者・潜在労働力人口の定義について

【失業者】

国	定義	特記事項
韓国	○就業していない ○4週間に積極的に仕事を探していた ○参照週に就業可能	
アメリカ	○就業していない ○4週間に積極的に仕事を探していた ○参照週に就業可能	○「積極的に仕事を探していた」とは、 ・接触（雇用主、公共職業紹介所、友人・親族等） ・履歴書の送付 ・求人広告への掲載・応募 など。 受動的・消極的（Passive）なもの（職業訓練プログラムへの参加、インターネット／新聞の広告を読む）は、求職活動に含まない。 ○一時的なレイオフの者で復職が期待される者を、失業者に含める。 【参照】 http://www.bls.gov/cps/cps_htgm.htm
カナダ	○就業していない ○4週間に仕事を探していた ○参照週に就業可能	○一時的なレイオフの者で復職が期待される者を、失業者に含める。 ○後の4週間以内に就業が決まっている者を、失業者に含める。
イギリス	○就業していない ○4週間に仕事を探していた ○参照週＋2週間以内に就業可能	○求職活動を行っていないが、後の2週間以内に就業が決まっている者を、失業者に含む。 【参照】 http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/method-quality/specific/labour-market/labour-market-statistics/index.html
ドイツ	○就業していない ○4週間に仕事を探していた ○参照週＋2週間以内に就業可能	○求職活動を行っていないが、後の3か月以内に就業が決まっている者を、失業者に含める。 ○求職活動の例： ・公的な職業紹介機関との連絡（どちらが行うかによらない。登録情報の行政的理由による更新のみ、求職活動から除く） ・民間職業紹介機関との連絡 ・求人広告の詳細確認 など
フランス	○就業していない ○4週間に仕事を探していた ○参照週＋2週間以内に就業可能	○求職活動を行っていないが、後の3か月以内に就業が決まっている者を、失業者に含める。 ○求職活動の例： ・雇用主への応募 ・公的な職業紹介機関（Pôle Emploi）からの連絡 ・求人広告の詳細確認 など 【参照】 http://www.insee.fr/fr/methodes/sources/pdf/methodologie_eeencontin_u_anglais.pdf
イタリア	○就業していない ○4週間に仕事を探していた ○参照週＋2週間以内に就業可能	○求職活動を行っていないが、後の3か月以内に就業が決まっている者を、失業者に含める。 【参照】 http://laborsta.ilo.org/applv8/data/SSM3_NEW/E/SSM3.html
ロシア	○就業していない ○4週間に仕事を探していた ○参照週に就業可能	○EUとの比較の際は、就業可能期間を「参照週＋2週間」とする取扱いをしている。 ○EUとの比較の際は、求職活動を行っていないが、後の3か月以内に就業が決まっている者を、失業者に含める取扱いをしている。 【参照】 The European Union and Russia Statistical Comparison
ユーロスタット	○就業していない ○4週間に仕事を探していた ○参照週＋2週間以内に就業可能	○求職活動の例： ・雇用主への応募 ・公的な職業紹介機関との連絡 ・求人広告の詳細確認 など

【時間関連不完全就業者】

国	定義	特記事項
韓国	○追加的に就業を希望 ○就業時間が 36 時間未満 ○就業時間の追加が可能な者	
アメリカ	○経済的理由により、就業時間が 35 時間未満の者	○「この概念は、経済的理由でパートタイムになっている者と類似している」としている。 ○経済的理由には、 ・事業不振よりやむを得ない状況 ・フルタイムの仕事を見付けることができない ・季節的な減少が挙げられている。 【参照】 http://www.census.gov/prod/2006pubs/tp-66.pdf
カナダ	○不本意にパートタイムで働く者（事業状況などにより、30時間以上の仕事につくことができない者）	
イギリス	○把握可能（Visible）な未活用労働	（注）本定義は1982年ILO決議に基づくものを引用している。 【参照】 http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/method-quality/specific/labour-market/labour-market-statistics/index.html
ドイツ	○追加的に就業を希望 ○就業時間の追加が可能な者	○就業時間については、フルタイム／パートタイムの別に把握している。
フランス	○追加的に就業を希望 ○就業時間が 35 時間未満のパートタイム ○就業時間の追加が可能な者 ○追加的な時間の就業を探している	【参照】 http://www.insee.fr/fr/methodes/sources/pdf/methodologie_eeencontinuu_anglais.pdf
イタリア	○追加的に就業を希望 ○就業時間が 40 時間未満 ○就業時間の追加が可能な者（参照週＋2週間以内に）	【参照】 http://laborsta.ilo.org/applv8/data/SSM3_NEW/E/SSM3.html
ロシア	○追加的に就業を希望 ○就業時間が特定の時間未満 ○就業時間の追加が可能な者	（注）「特定の時間」に関する回答はなかった（企業内におけるフルタイム／パートタイムのように、相対的な概念で調査を実施している可能性もある）。
ユーロスタット	○追加的に就業を希望 ○パートタイム労働である者 ○就業時間の追加が可能な者	○パートタイム労働である者については、個々人の回答によることとしている。

【潜在労働力人口】

国	定義	特記事項
韓国	(a) 4週間に仕事を探していたが、参照週には就業できない者 又は (b) 4週間に仕事を探していなかったが、参照週に就業できる者	
アメリカ	○縁辺労働力人口 (就業を希望し、直近 12 か月で求職活動を実施しており、参照週に就業できる者)	○「この概念は、縁辺労働力人口の概念と類似している」としている。 【参照】 http://www.bls.gov/cps/cps_htgm.htm
カナダ	集計していない	
イギリス	—	(注) 非労働力人口の一部を案内されたが、類似する概念は確認できなかった。 【参照】 http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/method-quality/specific/labour-market/labour-market-statistics/index.html
ドイツ	(a) 仕事を探していたが、参照週に就業できない者 (b) 仕事を探していたが、参照週＋2週間に就業できる者	○(a)については、 ・直近 4週間に仕事を探していたが、2週間以内には就業できない ・3か月未満に就業予定であるが、2週間以内には就業できない ・3か月より後に就業予定である ・4週間以内に受動的な求職活動をし、2週間以内に就業できる者を挙げている。
フランス	○就業していない ○仕事を探していなかった ○参照週＋2週間に就業可能	○就業可能な非求職者のみが記載されているが、他の概念が含まれる可能性もある。 【参照】 http://laborsta.ilo.org/applv8/data/SSM3_NEW/E/SSM3.html
イタリア	○就業していない ○仕事を探していなかった ○参照週＋2週間に就業可能	○就業可能な非求職者のみが記載されているが、他の概念が含まれる可能性もある。 【参照】 http://laborsta.ilo.org/applv8/data/SSM3_NEW/E/SSM3.html
ロシア	(a) 仕事を探していたが、参照週に就業できず、2週間以内には就業可能 又は (b) 仕事を探していなかったが、仕事につくことを希望し、かつ参照週に就業可能	
ユーロスタット	(a) 4週間に仕事を探していたが、2週間以内には就業できない 又は (b) 4週間に仕事を探していないが2週間以内に就業できる	

※ 平成27年10月に統計局が諸外国に対して実施した、海外照会結果を仮訳したものである。

※ URLを案内した回答もあり、その場合は当該URLから引用している。